

強化指定選手選考規程

特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会（以下「当協会」という。）が選出する強化指定選手に関する基本事項を定めるものである。

第2条（対象）

強化指定選手は、以下の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- ① 当協会会員であること
- ② ノンレクレーション申込していること

第3条（強化指定選手の選考基準）

- (1) 強化指定選手の定員は10名（男女それぞれ最大5名）までとし、AクラスおよびBクラスに区分するものとする。但し、Aクラスは最大3名までとする。但し、強化指定選手が定員に満たないこともあり得る。
- (2) 強化指定選手選考会は、原則として毎年開催するものとし、AクラスおよびBクラスの選考基準は次の各号のとおりとする。
 - ① Aクラス
2日間36ホールストロークプレイ競技方法で行われる強化指定選手選考会（シニアクラスを除く）において、合計スコアが164以内の者
※3日間54ホールストロークプレイの場合、合計スコアが246以内の者
 - ② Bクラス
2日間36ホールストロークプレイ競技方法で行われる強化指定選手選考会（シニアクラスを除く）において、合計スコアが男性170以内の者、女性178以内の者
※3日間54ホールストロークプレイの場合、合計スコアが男性255以内、女性267以内の者
 - ③ アマチュア大会上位成績の実績を持つなど、強化委員会が協議に基づき強化指定選手に値する実績を有すると判断した者
- (3) 強化委員会は、前項①および②を満たす者を、各クラスおよび男女別の定員に基づき強化指定選手に選出する。各クラス・男女別の定員に満たない場合は、前項③を満たす者を最大で定員に達するまで、推薦枠として強化指定選手候補に選出し、理事会の決議を経て強化指定選手に選出することができる。
- (4) (2) ①または②を満たす者が各クラスおよび男女別の定員を上回る場合、強化委員

会は、代表選考会におけるスコアが優秀な者から順に定員に達するまでの者を強化指定選手に選出するものとする。

- (5) (2) ①を満たす者のうち、当協会の強化スタッフが含まれる場合においても、当該スタッフを除外したことによる繰り上げ選出は行わないものとする。
- (6) 翌年度以降の強化指定選手シード保持は、次に掲げる国際大会および国内大会において、所定の成績を取めた者については、当該成績に応じて、強化指定選手の選考において翌年度以降のシード権を付与するものとする。
- ① デフリンピックゴルフ競技において8位以内、または世界デフゴルフ選手権大会において3位以内の成績を取めた者 → 3年間、強化指定選手のシード権を保持する。
- ② 世界デフゴルフ選手権大会において8位以内の成績を取めた者 → 2年間、強化指定選手のシード権を保持する。
- ③ 日本デフゴルフ選手権大会（シニアの部を除く）において優勝した者 → 1年間、強化指定選手のシード権を保持する。
- ④ シード権を保持する者は当該期間中、強化指定選手選考会の結果にかかわらず、強化指定選手としての資格を有するものとする。但し、当協会の規律違反、競技成績の著しい低下、その他強化委員会が不適当と判断した場合は、この限りではない。
- ⑤ シード保持者は、各クラスおよび男女別定員の範囲内で取り扱うものとし、定員の超過が生じる場合の取り扱いについては、強化委員会の協議および理事会の承認をもって決定する。
- (7) 当協会が別途定める「世界デフゴルフ選手権大会代表選考規程」第3条に定めるシニア男子クラス及びシニア女子クラスの対象となる者については、強化指定選手に選出しないものとする。

第4条（遵守事項）

強化指定選手は、以下各号に定める事項を遵守しなければならない。

- ① 理事会より任命された団長等の指示に従い、チームの和を乱す行為又は他人への迷惑を掛ける行為をしないこと
- ② 当協会が別途定める「選手行動指針」に定める事項
- ③ 当協会に対しアスリート会員料を納入すること
- ④ 当協会所定の誓約書に署名のうえ、当協会に提出すること

第5条（費用負担）

- (1) 当協会は、強化指定選手に対し、競技力向上事業助成金を支給するものとする。但し、大会への出場、遠征(旅費含む)等において不足する費用は、強化指定選手の負担とする。

(2) 前項に規定する競技力向上事業助成金の支給内容は、次のとおりとする。

- ① 第3条(2)①を満たす者には、助成金を全額支給する。
- ② 第3条(2)②を満たす者には、助成金のうちプレーフィ相当額と宿泊費（上限5,000円）のみを支給する。

第6条（指定の解除）

強化委員会は、強化指定選手が次の各号のいずれかに該当するときは、強化指定選手の指定を解除する決定をすることができる。

- ① 強化指定選手への選出を辞退した場合
- ② 正当な理由なく当協会の定める強化方針及び当協会の指示に従わない場合
- ③ アンチ・ドーピングに関する規程に違反した場合
- ④ 第4条の遵守事項に違反した場合
- ⑤ その他強化委員会が強化指定選手として不適切であると判断した場合

第7条（不服申立）

本協会の決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁によって解決されるものとする。

第8条（改正）

本規程は、理事会の決議によって改正することができる。

附則

本規程は令和3年11月20日から施行する。

本規定は令和5年10月1日から改正施行する。

本規定は令和7年4月1日から改正施行する。

本規定は令和8年4月1日から改正施行する。

世界デフゴルフ選手権大会代表選考規程

特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会（以下「当協会」という。）が世界デフゴルフ選手権（以下「本大会」という。）のために選出する強化指定選手及び一般選手（以下、総称して「参加選手」という。）の選考基準等について定めるものである。

第2条（対象）

参加選手は、以下の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- ① 当協会会員であること
- ② 全日本ろうあ連盟会員であること、又は翌年全日本ろうあ連盟加入予定であること
- ③ 当協会が別途定める世界共通ハンディキャップ（W H S）を取得している、又は世界デフゴルフ選手権大会出場前に取得する予定であること
- ④ ノンレクレーション申込をしていること
- ⑤ 次のいずれかの成績、実績を収めていること
 - ・直近2年間において日本デフゴルフ選手権大会の最高成績が2日間180以内であること
 - ・直近2年間において各デフゴルフ事業の成績が平均90以内であること
 - ・直近の世界デフゴルフ選手権に出場していること
 - ・直近2年間において日本デフゴルフ選手権大会の最高成績が3位以内であること
 - ・直近5年間において強化指定選手選考規程で定める強化指定選手に選出された実績があること

第3条（クラス分け）

- (1) 本大会の個人戦は、男子クラス、女子クラス、シニア男子クラス（50歳以上）、シニア女子クラス（50歳以上）、の4クラスで行われる。なお、ジュニアは男子クラス又は女子クラス対象の選手となる。
- (2) 本大会の団体戦は、男子クラス、女子クラス、シニアクラスの3クラスで行われる。

第4条（世界共通ハンディキャップ（W H S）基準）

本大会における世界共通ハンディキャップ（以下「W H S」という。）基準は、以下各号のとおりである。

- ① 男子クラスは、W H S 10.4 以下
- ② 女子クラスは、W H S 22.4 以下

- ③ シニア男子クラス（50歳以上）は、WHS 16.4 以下
- ④ シニア女子クラス（50歳以上）は、WHS 28.4 以下
- ⑤ ジュニア男子（18歳以下・男子）は、WHS 18.4 以下
- ⑥ ジュニア女子（18歳以下・女子）は、WHS 30.4 以下

第5条（参加選手数）

本大会に参加することができる参加選手数は、以下のとおりとする。

- ① 男子クラスは8名
- ② 女子クラスは5名
- ③ シニア男子クラス5名
- ④ シニア女子クラス5名

第6条（選考基準）

- (1) 強化委員会は、代表選抜会において下記の選考基準を満たす成績を収めた者を、強化指定選手又は一般選手として、本大会個人戦の各クラス出場選手に選出する。なお、選出された参加選手が事情を問わず辞退となった場合は、選考基準を満たさない者であっても、成績が上位の者から順に一般選手として繰り上げ出場することができる。
 - ① 男子クラスは、上位8名に含まれる者
 - ② 女子クラスは、上位5名に含まれる者
 - ③ シニア男子クラスは、上位5名に含まれる者
 - ④ シニア女子クラスは、上位5名に含まれる者
- (2) 強化委員会は、代表選抜会において下記の選考基準を満たす成績を収めた者を、強化指定選手又は一般選手として、本大会団体戦の各クラス出場選手に選出する。なお、選出された参加選手が事情を問わず辞退となった場合は、選考基準を満たさない者であっても、成績が上位の者から順に一般選手として繰り上げ出場することができる。
 - ① 男子クラス参加選手は、上位5名に含まれる者が男子クラス団体戦に出場する。
 - ② 女子クラス参加選手は、上位5名に含まれる者が女子クラス団体戦に出場する。
 - ③ シニア男子クラス参加選手は、上位5名に含まれる者がシニア男子クラス団体戦に出場する。
 - ④ シニア女子クラス参加選手は、上位5名に含まれる者がシニア女子クラス団体戦に出場する。
 - ⑤ 前各項の規定にかかわらず、参加選手数等の関係で、本大会が定める団体戦における最低可能参加人数が2名を下回る選手しか団体戦の出場資格を有しない場合、団体戦の出場資格を得た選手であっても団体戦には出場できない。

- ⑥ その他、参加選手数等の関係で、出場するクラスが変更になることがあり得る。

第7条（一般選手）

- (1) 本規程に基づき本大会に出場する選手のうち、強化指定選手選考規程に基づく強化指定選手に指定されていない選手を、一般選手という。
- (2) 一般選手は、本大会への出場に要する費用の全額を自ら負担する。
- (3) 一般選手は、以下の事項を遵守しなければならない。
 - ① 理事会より任命された団長等の指示に従い、チームの和を乱す行為又は他人への迷惑を掛ける行為をしないこと
 - ② 当協会が別途定める「選手行動指針」に定める事項
 - ③ 当協会所定の誓約書に署名のうえ、当協会に提出すること
- (4) 強化委員会は、一般選手が次の各号のいずれかに該当するときは、一般選手の選出決定を解除する決定をすることができる。
 - ① 一般選手の選出を辞退した場合
 - ② 正当な理由なく当協会の定める強化方針及び当協会の指示に従わない場合
 - ③ アンチ・ドーピングに関する規程に違反した場合
 - ④ 前項の遵守事項に違反した場合
 - ⑤ その他強化委員会が一般選手として不適切であると判断した場合

第8条（不服申立）

本協会の決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁によって解決されるものとする。

第9条（改正）

本規程は、理事会の決議によって改正することができる。

附則

本規程は令和3年11月20日から施行する。

本規定は令和5年11月1日から改正施行する。

デフリンピックゴルフ競技選手選考規程

特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会（以下「当協会」という。）が選出するデフリンピックゴルフ競技選手に関する基本事項を定めるものである。

第2条（対象）

デフリンピックゴルフ競技選手は、以下の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- ① 当協会会員であること
- ② 全日本ろうあ連盟会員であること、又は翌年全日本ろうあ連盟加入予定であること
- ③ 当協会が別途定める世界共通ハンディキャップ（WHS）を取得している、又はデフリンピックゴルフ競技出場前に取得する予定であること
- ④ ノンレクレーション申込していること
- ⑤ 過去5年間に於いて強化指定選手選考規程で定める強化指定選手に選出された実績があること

第3条（デフリンピックゴルフ競技選手の選考基準）

(1) デフリンピックゴルフ競技選手の定員は男女各3名とする。但し、デフリンピックゴルフ競技選手が定員に満たないこともあり得る。

(2) デフリンピックゴルフ競技選手は、以下の各号のいずれかを満たす者とする。

- ① 直近の世界デフゴルフ選手権大会に8位以内入賞した者（男女各最大2名）
- ② 2日間36ホールストロークプレイ競技方法で行われるデフリンピックゴルフ競技選手選考会において、合計スコアが165以内の者。
- ③ アマチュア大会上位成績の実績を持つなど、強化委員会が協議に基づき強化指定選手に値する実績を有すると判断した者

(3) 強化委員会は、前項①を満たす者をデフリンピックゴルフ競技選手に選出し、前項②を満たす者が1項の定員に満たない場合、前項③を満たす者を最大で定員に達するまで、推薦枠でデフリンピックゴルフ競技選手候補に選出し、理事会の決議を経てデフリンピックゴルフ競技選手に選出することができる。

(4) (2) ②を満たす者がデフリンピックゴルフ競技選手の定員を上回る場合、強化委員会は、(2) ②を満たす者のうち代表選考会におけるスコアが優秀な者から順に定員に達するまでの者をデフリンピックゴルフ競技選手に選出するものとする。

第4条（遵守事項）

デフリンピックゴルフ競技選手は、以下各号に定める事項を遵守しなければならない。

- ① 理事会より任命された団長等の指示に従い、チームの和を乱す行為又は他人への迷惑を掛ける行為をしないこと
- ② 当協会が別途定める「選手行動指針」に定める事項
- ③ 当協会に対しアスリート会員料を納入すること
- ④ 当協会所定の誓約書に署名のうえ、当協会に提出すること

第5条（費用負担）

当協会は、デフリンピックゴルフ競技選手に対し、デフリンピックに関わる助成金を支給するものとする。但し、大会への出場等において不足する費用は、デフリンピックゴルフ競技選手の負担とする。

第6条（指定の解除）

強化委員会は、強化指定選手が次の各号のいずれかに該当するときは、デフリンピックゴルフ競技選手の指定を解除する決定をすることができる。

- ① デフリンピックゴルフ競技選手への選出を辞退した場合
- ② 正当な理由なく当協会の定める強化方針及び当協会の指示に従わない場合
- ③ アンチ・ドーピングに関する規程に違反した場合
- ④ 第4条の遵守事項に違反した場合
- ⑤ その他強化委員会がデフリンピックゴルフ競技選手として不適切であると判断した場合

第7条（不服申立）

本協会の決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁によって解決されるものとする。

第8条（改正）

本規程は、理事会の決議によって改正することができる。

附則

本規程は令和5年11月1日から施行する。

本規定は令和7年4月1日から改正施行する。